

契約の方法及び入札の条件

(委託・指名競争入札・電子入札の場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条第 3 号の規定により指名競争入札とする。
入札に参加する者は、入札書を福島県電子入札運用基準（工事等）第 13 の規定により電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者は、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 最低制限価格

施行令第 167 条第 10 第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。

(3) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 266 条において準用する第 248 条に定める入札保証金は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 の額とする。

ただし、当該入札に指名する者のうち規則第 266 条において準用する第 249 条の規定に該当する者については免除する。

(4) 入札を中止する場合

入札参加者が 1 者となった場合は、当該入札を中止する。再度入札の際も同様とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

なお、業務委託料が 300 万円に達しないときは納付を免除する。

ただし、契約締結後において、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りでない。

また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(6) 前金払

業務委託料が 50 万円以上の場合における規則第 112 条第 1 項で定める前金払は、3 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(7) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から起算して 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(8) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(9) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(10) 入札の際提示すべき書類は、次のとおりとする。

ア 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

イ 委託契約書（案）